

産業廃棄物収集運搬業許可証

複写厳禁

住所 福井県福井市二日市町第20号12番地

氏名 株式会社エコロジス
代表取締役 加藤信孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日 平成 28 年 12 月 14 日

滋賀県知事 三日月大造

許可の有効年月日 平成 33 年 12 月 13 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上 8項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 18 年 12 月 14 日	新規許可
平成 23 年 12 月 14 日	更新許可
平成 24 年 5 月 29 日	氏名の変更
平成 26 年 7 月 7 日	変更許可（4項目の追加）
平成 28 年 12 月 14 日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

複写厳禁

平成 28 年 10 月 25 日付けで申請のありました産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

平成 28 年(2016年) 1 2 月 1 4 日

滋賀県知事 三日月大造

1. 許可業種

収集運搬業（積替えのための保管を除く）

2. 産業廃棄物の種類

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上 8項目）

3. 許可期限または条件

許可期限は平成33年(2021年)12月13日までとします。

教示事項

この処分に不服があるときは、行政不服審査法第 2 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に名あて人を環境大臣とした審査請求書（同法第 1 9 条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副 2 通を環境大臣に提出して審査請求することができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。